

創業をお考えの方、県内事業歴1年未満の方



県創業支援資金

こんな方にオススメです

- ・できるだけ低金利で創業資金を調達したい！
- ・連帯保証人や担保に頼らず融資を受けたい！
- ・商工会議所・商工会からアドバイスを受けて創業したい！
- ・一部の市町村による「認定特定創業支援事業」による支援を受けられた方

県内で創業された
多くの方に
ご利用いただいています！

利用者の保証料負担はゼロ！

※岐阜県からの保証料補給あり。但し、経営者保証を不要とする場合、利用者の保証料負担が最大0.45%上乘せされます。

一律1.2%固定金利
(返済期間10年まで)

融資限度額は
運転資金4,000万円、
設備資金1億円

<制度の概要>

申込人資格要件	次のいずれかに該当する方(1)新規開業者 (2) 県内事業歴が1年未満の方 ※確実に事業を開始する状態になっていること。 ※許認可等が必要な事業を営む方は、許認可等を受けていること。
融資限度額	運転4,000万円 設備1億円(運転資金も併せた金額)
返済期間	運転資金7年以内(据置期間1年以内) 設備資金15年以内(据置期間1年以内)
融資利率	年1.2%(固定金利) (返済期間10年超の場合、年1.6%)
信用保証料率	年0.0% ※ ※岐阜県からの保証料補給あり。 但し、経営者保証を不要する場合、利用者の保証料負担が最大0.45%上乘せされます。
担保	原則、不要
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
必要書類	・創業・再挑戦計画書(必要に応じ) ・法人は商業登記簿謄本(写)、個人は税務署の収受印のある開業届(写) ・許認可等が必要な事業を営む方は、許認可証等(写) 【商工会議所・商工会窓口申込の場合】 ・岐阜県創業支援資金融資保証信用調書

このパンフレットは一切の信用保証・融資をお約束するものではありません。(令和6年3月15日時点)

金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます



お問い合わせ先は、右記QRコードを読み取って
ご確認ください。

